川崎市地域福祉計画



川崎市

計画策定の背景とその位置づけ

今なぜ地域福祉なのか?

計画策定の背景

平均寿命の伸張による高齢化と急速な少子化の進展は、人口構造にひず みを生じさせ、我が国の社会経済に深刻な影響を与えています。

また、ひきこもり、児童虐待、ホームレスなど家庭や地域において、社会的孤立や孤独、社会的排除から起こる新たな社会的問題に対応するためには、行政の力だけ、あるいは市民個人の力だけで個々の生活を支えるには非常に難しい状況があり、従来からの地域の福祉活動を担ってきた社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、町内会等に加えNPO法人、ボランティア、民間事業者などの多様な主体の幅広い参画による共助社会の構築が求められています。

そのため行政も、個別計画ごとの施策だけでなく、地域の多様な主体による取組みが可能となるように、民間活力の活用やNPO法人等の様々な主体との連携に向けた新たな取組みを進めていく観点が必要とされてきています。

計画策定の契機

平成12(2000)年に改定された社会福祉法では、地域福祉の推進が基本理念の一つに掲げられ、市町村地域福祉計画の策定が明文化されました。

計画策定への取組み

川崎市としては、「共に生き、共に手をつなぎ活力とうるおいのある地域づくり」を市民と行政が一緒に実施していくことを目指し、その基礎作りの第一歩として、平成14(2002)年8月に川崎市地域福祉計画策定委員会を設置し、平成16(2004)年3月に地域福祉計画の報告を受けました。

計画の趣旨と期間について

計画の性格と役割

子どもからお年寄りまで誰でもが、長年住み慣れた地域の中で、安心して生き生きと生活が送れるようにしていくためには、今までの制度による福祉サービスを見直し、質の高いサービスを、効率的かつ多様に享受できる環境をつくりあげることを目的に、これまで以上に地域で暮らす様々な人々が互いに助け合い、支え合うことが大切です。地域の中には、障害を持った人・そうでない人、子どもからお年寄りまで、性別、国籍、文化の違う人など色々な人々が暮らしています。

この様に、地域で暮らす様々な人々一人ひとりが、それぞれに違いを認め合い、健やかで安心し、自立した生活を送ることができるように「共に生き、共に手をつなぎ、活力とうるおいのある地域づくり」を市民と行政が一緒につくっていくことが必要です。このことが、地域福祉であり、地域福祉推進を目指して「市民参画と協働」の基盤を構築するための第一歩として、この計画を策定します。

計画の位置づけ

国における地方分権、規制緩和の流れの中及び「川崎市行財政改革プラン」に沿った川崎再生のための新総合計画策定への方向性と整合性を図りながら、新たな川崎市における地域福祉推進の取組みを探ります。

また、市における「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者保健福祉計画~かわさきノーマライゼーションプラン」「かわさき子ども総合プラン」「川崎市保育基本計画」「かわさき健やか親子21~母子保健計画」「かわさき健康づくり21」「川崎市地域保健医療計画」を内包するものとし、それぞれの理念、目標を「地域」「地域住民」をキーワードに地域福祉推進の観点から横断的に結ぶものとして位置づけます。

計画の期間

計画期間は、平成16(2004)年度から平成20(2008)年度の5か年計画とします。ただし、社会情勢や地域社会の変化に応じ、3年程度を目安に計画の点検・見直しを行います。

基本理念と基本目標

【3つの基本理念】

地域福祉計画の基本理念は、人権尊重の観点から「すべての人が地域の中で健や かに安心して生活が送れるようにその人らしい自立を支援することにより、その人 の自己実現を図っていくこと」にあります。

地域の中で、一人ひとりがそれぞれに、ちがいを認め合い、

- (1) いつまでも、誰でもが生き生きと自立した生活を送ることができる
- (2) 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる
- (3) 誰でもが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる そんな「活力とうるおいのある地域づくり」を、川崎市は目指します。

【3つの基本目標】

- (1) サ・ビス利用者の意向が尊重されるような供給体制の推進を図ります。
- (2) 保健・医療・福祉分野はもとより教育、就労、住宅、まちづくり等各分野との連携を 図るとともに、ボランティア、NPO活動等の民間によるサービスを含め複数のサ ービスを総合的に提供する体制づくりを進めます。
- (3) 地域の実情に応じ、市と多様な民間団体や地域住民との協働による共助社会の実現を目指します。

計画の方向性と事業展開

1 . 基本目標と施策の方向性及び事業展開一覧

《基本目標》

《施策の方向性》

1

サービス利用者の意向が尊重 されるような供給体制の推進 を図ります。 (1) サービス利用者の権利擁護と啓発

- 〉(2) 福祉従事者の育成と専門性の向上
- (3) 地域におけるきめ細かいサービス提供

2

保健・医療・福祉分野はもとより教育、就労、住宅、まちづくり等各分野との連携を図るとともに、ボランティア、NPO活動等の民間によるサービスを含め複数のサービスを総合的に提供する体制づくりを進めます。

- (1) 総合的サービスによる地域ケアシステム の構築
- (2) 総合的な相談体制づくり
- (3) 保健・医療・福祉情報のわかりやすい提供

3

地域の実情に応じ、市と多様な 民間団体や地域住民との協働 による共助社会の実現を目指 します。

- (1) 地域住民の連携と融合
- (2) 社会参加の促進
- (3) 地域における福祉人材の育成と支援

《事業展開》

1 - (1)	サービス利用者の権利等の啓発普及 権利擁護事業等の推進 第三者評価事業への取組み 福祉サービスの第三者委員の設置推進
1 - (2)	幅広い専門性と資質を備えた福祉人材の育成 民生委員・児童委員への研修充実
1 - (3)	社会福祉法人をはじめとする民間事業者への支援・指導 寝たきり、閉じこもり、児童虐待等の社会的孤立の予防 DV等を含めた女性に関する相談支援体制の強化
2 - (1)	健康の増進と予防の視点に立った地域ケア体制の充実 地域で住み続けることができる生活環境の整備 N P O やボランティア等を含めた多様なサービス供給体制の育成・支援
2 - (2)	保健福祉センターにおける利用しやすい総合相談窓口の充実 地域住民のネットワーク形成に向けた社会福祉協議会の役割の促進
2 - (3)	地域住民にとって多様でわかりやすい情報の提供 プライバシーに配慮した公的情報とそれ以外の情報の適切な提供 保健・医療・福祉に関する総合的な情報提供の充実
3 - (1)	身近な施設における交流の場の再発見 町内会活動と地域福祉活動との連携 福祉ネットワークづくりのための支援
3 - (2)	社会的貢献活動に向けた企業や商店街との連携 住民の理解を深めるための情報提供と市民活動活性化への支援 寄付文化の醸成
3 - (3)	市民活動やボランティア活動への支援 学生のボランティア活動への支援 総合的な福祉サービスを調整できる人材の養成
,	

計画推進のための取組み

(1) 多分野や複数区にまたがる取組みや市を超えるニーズへの対応

ひきこもり、DV、児童虐待、ホームレス等**既存のサービスの枠組みでは対応困難なもの**に対する予防や対応方策や仕組みの確立に向けた取組み(社会的孤立の予防)を図ります。

(2) 人材養成、確保や専門知識・技能等について支援

ボランティア、事業者、行政等による地域福祉に関わる様々な取組みを 支援するため、分野を超えた総合的な福祉サービスを調整できる多様な人 材の発掘や育成体制を検討します。

(3) 福祉サービスの適切な利用の促進

市民が適切に福祉サービスが利用できるような総合的なシステム(例えば利用者の権利擁護等適切なサービス利用を支援する仕組)を構築します。

(4) 先駆的な区の取組みに対する支援

区に対し、他区や他自治体の先駆的な取組みに関する情報提供等の支援を図ります。また、全区に共通する地域課題情報の収集と分析を行い、解決に向けたサービスの企画創出、関係機関との調整等を区とともに協働して行います。



